

宮 若 市

みやわが

市議会だより



ぴかぴかの1年生（宮田南小学校）

平成19年度予算決まる P 2 ~ P 3

審議結果報告 P 4 ~ P 5

平成18年度補正予算 P 6

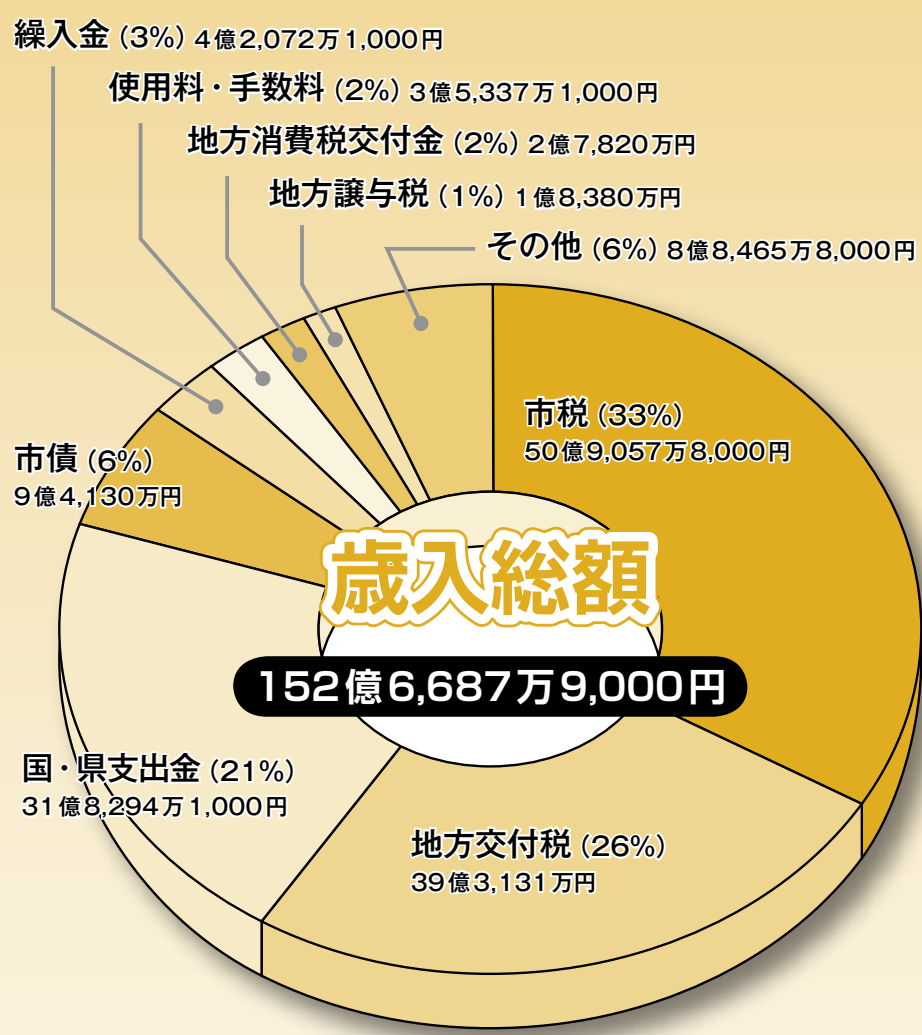
常任委員会報告 P 7 ~ P 9

一般質問 P 11 ~ P 19

ちょっと一言 P 20

平成19年度予算決まる

平成19年第1回3月定例会で、平成19年度一般会計予算、水道事業会計及び6特別会計の予算が決まりました。

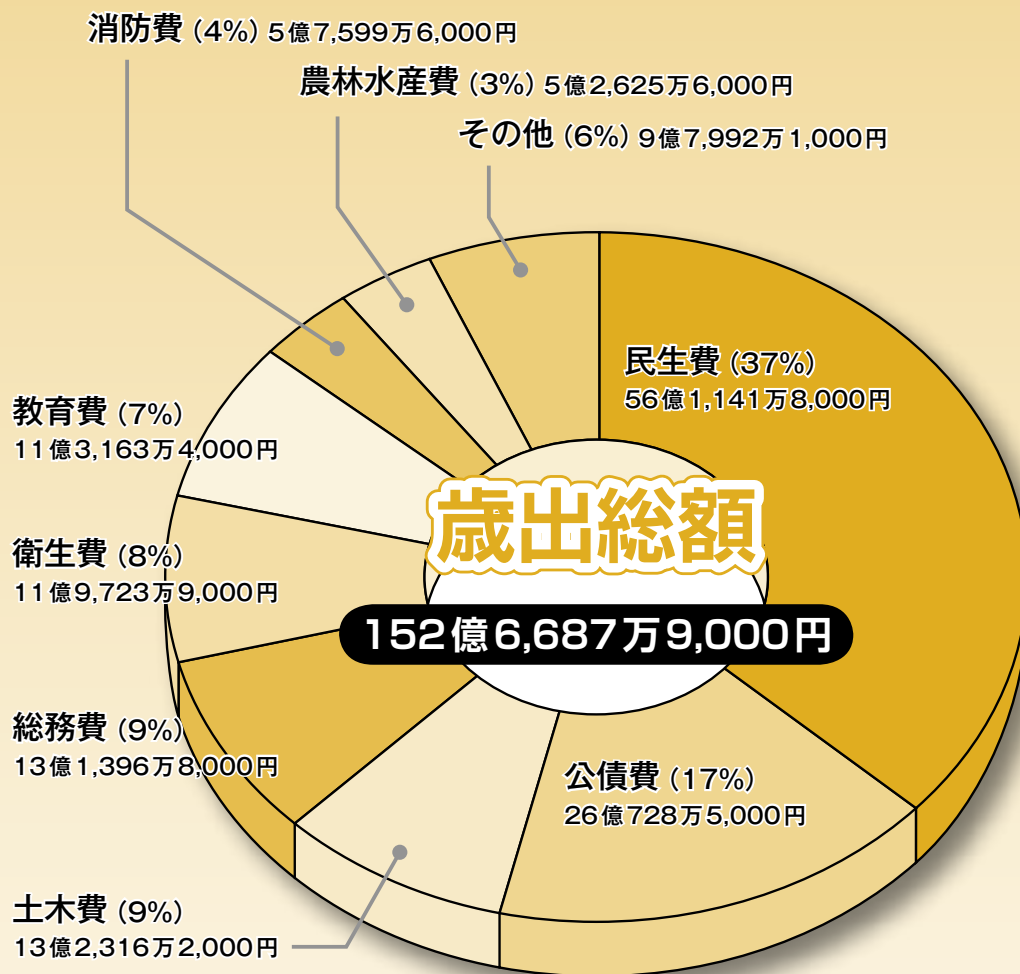


提案理由

本市の財政状況につきまして、市税が自動車産業の生産規模拡大や関連企業の立地等により増収傾向にあることなど明るい兆しはあるものの、合併直後の平成17年度決算状況では、經常収支比率が104.7%と県下で4番目に高い数値を示すなど、非常に硬直した状況にあり、引き続き、将来を見通した徹底した行財政改革を行っていくことが必要となっています。

このような状況のもとで、新生宮若市のまちづくりを進めていくためには、財政効果をこの5年間で約32億円と想定した行

財政改革集中プランを年度ごとに着実に実行しながら、本市域の豊かな自然や歴史・文化と、拡大発展する自動車産業を主軸とした産業が調和した個性と活力あふれる自立都市の実現、また「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」の実現を目指し、優先的に取り組む諸施策を定め、その具体的な実施手順や手法等を検討し、着実な取り組みを行っていかねばならないと考え、平成19年度一般会計及び各特別会計予算が提案されました。



特別会計など

特別会計	予算額
国民健康保険特別会計	36億5,920万2,000円
老人保健特別会計	46億8,327万4,000円
住宅新築資金等特別会計	2,487万7,000円
簡易水道事業特別会計	1億825万4,000円
公共下水道事業特別会計	5億5,110万5,000円
吉川財産区特別会計	201万9,000円
水道事業会計	予算額
水道事業費	5億759万2,000円

平成19年度の各会計予算は、議長を除く議員全員で構成された予算審査特別委員会（荒牧基三委員長）の中で審査をしました。審査方法については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会に分け、付託し審査をしました。

審議結果

委員長報告 各議案の結果

- 宮若市一般会計予算
賛成多数で可決
- 宮若市国民健康保険
特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市老人保健特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市住宅新築資金等
特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市簡易水道事業
特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市公共下水道事業
特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市吉川財産区特別会計予算
全員賛成で可決
- 宮若市水道事業会計予算
全員賛成で可決

審 議 結 果 報 告

議案番号	議案名	審議結果	備考
同意第1号	宮若市固定資産評価員の選任について	原案同意	
議員提出議案第1号	宮若市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	
議員提出議案第2号	宮若市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	
議員提出議案第3号	医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書	原案可決	
議員提出議案第4号	最低賃金制度に関する意見書	原案可決	
承認第1号	専決処分の承認について（西鞍の丘総合運動公園転落事故に係る民事調停について）	原案承認	
議案第1号	民事調停の申立てについて	原案可決	
議案第2号	宮若市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	原案可決	
議案第3号	宮若市農産加工センター夢工房に係る指定管理者の指定について	原案可決	
議案第4号	宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について	原案可決	
議案第5号	宮若市副市長定数条例の制定について	原案可決	
議案第6号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	
議案第7号	宮若市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について	原案可決	
議案第8号	宮若市の証明事務等の窓口を農協に設置する条例の制定について	原案可決	
議案第9号	宮若市公共下水道事業基金条例の制定について	原案可決	
議案第10号	宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	
議案第11号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	反対3
議案第12号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	反対3
議案第13号	宮若市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	
議案第14号	宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	
議案第15号	福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について	原案可決	反対3
議案第16号	福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について	原案可決	
議案第17号	福岡県自治振興組合同約の変更について	原案可決	
議案第18号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	原案可決	
議案第19号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について	原案可決	
議案第20号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について	原案可決	
議案第21号	福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について	原案可決	
議案第22号	福岡県介護保険広域連合組合同約の変更について	原案可決	
議案第23号	直方・鞍手広域市町村圏事務組合同約の変更について	原案可決	
議案第24号	市道路線の廃止について（市道奥百合野線）	原案可決	
議案第25号	市道路線の認定について（市道奥百合野線外1路線）	原案可決	
議案第26号	平成18年度宮若市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	反対2
議案第27号	平成18年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案第28号	平成18年度宮若市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第29号	平成18年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第30号	平成18年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第31号	平成18年度宮若市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案第32号	平成19年度宮若市一般会計予算	原案可決	反対2

議案第32号	平成19年度宮若市国民健康保険特別会計予算	原案可決	
議案第34号	平成19年度宮若市老人保健特別会計予算	原案可決	
議案第35号	平成19年度宮若市住宅新築資金等特別会計予算	原案可決	
議案第36号	平成19年度宮若市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	
議案第37号	平成19年度宮若市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	
議案第38号	平成19年度宮若市吉川財産区特別会計予算	原案可決	
議案第39号	平成19年度宮若市水道事業会計予算	原案可決	
議案第59号	宮若市政治倫理条例の制定について	修正可決	

市長報告 1	宮若市国民保護計画及び宮若市地域防災計画について	
2	宮若市行財政改革大綱に基づく集中改革プランについて	
3	宮若市社会福祉協議会の経理問題について	
4	訴えの提起及び民事調停の報告について	
5	磯光地区工業用地造成事業について	
議長報告 1	全国市議会議長会産炭地域振興協議会第143回総会	

請 願 及 び 陳 情		審議結果	備 考
19年請願第1号	市道宮田・三坑線の道路改良を求める請願書	継続審査	

市議会会議録は閲覧ができます。

- 平成18年第5回（12月）定例会の会議録ができました。
会議録は、議会事務局、情報公開室及び宮若市ホームページから閲覧することができます。（ホームページ分につきましては、第4回まで掲示しております。第5回分につきましては準備が整い次第掲示させていただきます。）

宮若市のホームページアドレス <http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

本会議の中継を行っています。

- 宮若市議会では、本庁舎1階及び若宮総合支所1階において、本会議のライブ中継を行っています。
また、6月議会より地域イントラネットのネットワークの整備により、市内25ヶ所に設置された住民開放端末から本会議の様子をご覧いただけます。
設置されている施設は次の通りです。



- ・本庁・若宮総合支所・中央公民館・中央公民館若宮分館・保健センター・保健センターパレット
- ・なびきホール・B&G海洋センター・千石キャンプ場管理棟・スコレ若宮・ドリームホープ若宮
- ・宮若市観光協会・社会福祉センター・地域交流センター・宮田隣保館・向田隣保館・下隣保館
- ・竹原隣保館・磯光郵便局・笠松郵便局・長井鶴郵便局・吉川郵便局・鞍手山口簡易郵便局
- ・直鞍農協日吉支所・トヨタ自動車九州ウイング21

平成18年度 補正予算

一般会計

(第3号)

今回の一般会計補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ7,739万円を追加し、補正後の総額を177億6,675万円とするものです。

歳入予算の主な補正内容としては、地方交付税1億9,994万円、国庫支出金2億3,982万円の増額、繰入金1億5,792万円、市債1億3,710万円の減額などとなっています。

歳出予算の主な補正内容としては、民生費2億1,029万円、労働費2億5,883万円の増額、総務費1億2,905万円、農林水産費9,730万円の減額などとなっています。

特別会計

● 国民健康保険

特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ6,214万円を減額し、原案のとおり可決となりました。

これにより、歳入歳出予算総額はそれぞれ34億1,928万円となりました。

● 老人保健 特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ4億1,846万円を減額し、原案のとおり可決となりました。

これにより、歳入歳出予算総額はそれぞれ43億3,402万円となりました。

● 簡易水道事業

特別会計補正予算(第1号)

歳入の財源内訳を補正するもので、原案のとおり可決となりました。

● 公共下水道事業

特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ720万円を減額し、原案のとおり可決となりました。

これにより、歳入歳出予算総額はそれぞれ5億7,384万円となりました。

● 水道事業

会計補正予算(第2号)

収益的収入で6万円の増額、資本的収入で2,350万円減額し、資本的支出では、2,212万円の減額補正がなされ、原案のとおり可決となりました。

委員長報告

● 総務委員会

歳入全般、繰越明許費、債務負担行為、地方債、歳出のうち総務費、民生費の一部、消防費について審議しました。

賛成多数で可決

また、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計についても審議しました。

両議案ともに全会一致で可決

● 教育民生委員会

歳出のうち、民生費、衛生費、教育費について審議しました。

全会一致で可決

● 産業建設委員会

歳出のうち、衛生費の一部、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費について審議しました。

全会一致で可決

また、特別会計については、左記のとおりです。

◆ 簡易水道事業

特別会計補正予算(第1号)

簡易水道加入負担金及び簡易水道使用

料の増額の要因は、当初加入見込み30件に対し201件と大幅に増えたこと、この殆どが最近増えたアパートです。

全会一致で可決

◆ 公共下水道事業

特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ720万円を減額しています。

加入状況については、平成18年9月1日供用開始区域面積15,3ha、115戸のうち現在3戸のみ、当初見込みから出遅れており、チラシ配布等で促進を促すとのことですが、つなぎ込みに掛かる多額の費用が受益者に大きな負担となっていることで苦戦しているようです。

全会一致で可決

◆ 水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入では、水道事業収益を6万円増額し、資本的収入では、事業確定に伴い企業債を2,350万円減額しています。内訳は配水管整備事業債2,120万円と公営企業借換債230万円です。

対して資本的支出では、配水管布設替外工事請負費の2,197万7千円の減額を主とする、2,212万6千円の減額補正がなされています。

全会一致で可決

常任委員会報告



中島 健三

◆議案第5号 宮若市副市長定数条例の制定について

地方自治法の一部改正により、助役に代えて副市長を置くこととされましたが、副市長の定数は条例で定めることとされていることから、条例を制定するもので、定数は1人です。

全員賛成で可決

◆議案第6号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正により、助役に代えて副市長を置くこと、収入役を廃止し会計管理者を置くこと、吏員とその他の職員の区分が廃止され職員とすることとされたことに伴い、宮若市特別職報酬等審議会条例、宮若市特別職職員の給与等に関する条例、宮若市税賦課徴収条例の一部を改正するとともに、宮若市収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止するものです。

全員賛成で可決

◆議案第7号 宮若市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について

地域イントラネットの整備により、特定の事務（住民票、外国人登録原票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務）を取り扱うため、証明書等の交付窓口を設置することに関し、必要な事項を定めるものです。

全員賛成で可決

4月16日より、次の5ヶ所の取扱機関で住民票、印鑑登録証明書などが発行できるようになりました。発行については、免許証などの本人が確認できるものと証明手数料が必要です。また、証明書の発行は、申請した本人のものに限られ、代理人の請求はできません。

※取扱機関
磯光郵便局 笠松郵便局
長井鶴郵便局 吉川郵便局
(午前9時～午後4時)
直鞍農協日吉支所
(午前9時～午後3時)

◆議案第10号 宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

簡素で効率的な組織の見直しを行う等の点から、総務部と企画財政部を統合し、「総務企画部」を設置、また、若宮総合支所に現在設置している4課を3課とし、本庁各部署直轄の課として再編する等の見直しを行うものです。

賛成多数で可決

◆議案第11号 宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成17年及び平成18年の人事院勧告に係る国家公務員の一般職の給与に関する法律等の改正に準じ、所要の改正を行うものです。また、少子化対策として、3人目以降の扶養手当を1,000円引き上げるものです。

賛成多数で可決

◆議案第12号 宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

合併後、宮若市国民健康保険税の介護納付金課税分が、旧宮田地区と若宮地区で不均一課税となっていますが、平成19年度より所得割額を100分の1.82、資産割額を100分の3.19、被保険者均等割額を6,100円、世帯別平等割額を5,300円に統一するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

賛成多数で可決

◆議案第13号 宮若市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境をつくることを目的に、就学前までの医療費を公費負担による無料化とするため、乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

全員賛成で可決

◆議案第15号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

平成18年6月に国会で決定された「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、新たな後期高齢者医療制度が創設され、その後期高齢者医療制度の運営は、各都道府県単位の広域連合が実施することになったため、地方自治法の規定に基づき、広域連合規約を定めることについて議決を求めるものです。

賛成多数で可決

◆議案第16号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について

みやま市が設置されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減するものです。

全員賛成で可決

◆議案第17号 福岡県自治振興組合同規約の変更について

地方自治法の一部改正に伴い、市町村において助役に代えて、副市町村長を置くこと及び収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡県自治振興組合同規約を変更するものです。

全員賛成で可決

◆議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

平成19年4月1日から、宗像自治振興組合、宗像地区消防組合、宗像清掃施設組合及び宗像地区水道企業団が統合され宗像地区事務組合となり、退職手当組合に加入することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を増減するとともに、地方自治法の一部改正により、市町村において収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、当該組合同規約を変更するものです。

全員賛成で可決

◆議案第19号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について

地方自治地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し、会

計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約を変更するものです。

全員賛成で可決

◆議案第20号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

みやま市が設置されたことに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減するものです。

全員賛成で可決

◆議案第21号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について

地方自治法の一部改正に伴い、市町村において収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合同規約を変更するものです。

全員賛成で可決

◆議案第23号 直方・鞍手広域市町村圏事務組合同規約の変更について

地方自治法の一部が改正され、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたこと、及び関係市町の負担割合の変更に伴い、直方・鞍手広域市町村圏事務組合同規約を変更するものです。

全員賛成で可決

教育 民生

委員会

野田 好記

◆承認第1号 専決処分の承認について(西穀の丘総合運動公園転落事故に係る民事調停について)

執行部より、被害者遺族の早期救済を図るため裁判所から提示された調停事項に応じることに伴い、平成18年12月20日付けで専決処分を行ったとの説明がありました。委員よりなぜ専決処分にしたのかについて質問があり、弁護士の指導等も考慮し専決処分にした。今後は議会に対し経過報告をしていきたいとの回答がありました。

全会一致で承認

◆議案第2号 宮若市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

宮若市老人福祉センターの指定期間満了に伴い、宮若市社会福祉協議会を指定管理者に指定するものですが、委員より公募について質問があり、執行部より老人福祉センターは、地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の推進、教養の向上等便宜を供給することを目的とした施設であり、また市委託の在宅老人

福祉事業の実施施設として活用されているため、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会が適任であるとの判断から一般公募はしていないとの回答がありました。

全員賛成で可決

◆議案第22号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について

地方自治法の一部改正により、市町村の助役に代えて副市町村長を置くこと及び収入役を廃止し、会計管理者を置くことについて福岡県介護保険広域連合規約を変更するものです。

全員賛成で可決



学校訪問の風景

◆市内小・中学校訪問について

教育民生委員会では、昨年の12月から今年の2月にかけて宮若市内の全小・中学校（小学校10校、中学校4校）を訪問し、学校に関する諸問題（いじめ問題や給食費滞納など）について調査を行いました。

市内14校のうち、19年度から給食を導入する若宮中学校を除く13校の平成17年度の給食費の滞納率は、0.5%（全国平均は1%）で、うち3校では過去にも滞納はありませんでした。

学校給食課によると、給食費は振込みではなく、児童・生徒に直接持参させているため、納入率は高いようです。また、聞き取り調査の結果から、未納している家庭の中にも支払い能力のある家庭は多く、委員から「食料費を確保する給食費の大切さを保護者に理解してもらう必要がある。」との意見も出されました。

また、いじめについては、ほとんどの学校でいじめやいじめに近い事例はありますが、どの学校も教師のみなさんが情報を共有し合い、問題解決に真剣に取り組まれていることが確認できました。

教育委員会では、現在教育相談員を1人置いていますが、学校から増員の要望が寄せられていることから、平成19年度から相談員が2名となりました。

産業建設

委員会

松尾 幸主

◆議案第1号

民事調停の申立てについて

家賃滞納者は6月議会から継続して、今回もまた6名です。

長期・多額の滞納者は平成9年7月分から81万5,900円の1件で、他は短期で比較的少額ではありますが、滞納に変わりありません。

団地別では、戸数が多い分、新成団地・和の里団地が多く、全体では住宅1,367戸の18%程が滞納している状況です。調停費用や督促状の郵送費等の無駄な経費の解消のためにも、滞納者に理解を求め早急になくす必要があります。

全員賛成で可決

◆議案第3号 宮若市農産加工センター

夢工房に係る指定管理者の指定について

ドリームホープ若宮裏の農産加工施設『夢工房』です。

若宮町の時期に指定を受けていた相手との契約が切れるために改めて指定を行うものです。

前回は合併前であったため、指定期間は1年でしたが、今回は2年となっています。

ます。契約の相手は「夢工房里味会」です。
全員賛成で可決

◆議案第4号 宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について

宮若市金生のライスセンター裏にある施設です。

先の議案と同様、改めて指定を行うもので、契約の相手は前回と同じく「直轄農業協同組合」で、指定期間は2年です。

施設の利用状況は、全体で3万箱程度育苗され、内訳はおよそ若宮地区2万5千箱、宮田地区5千箱です。価格は早期苗が560円、普通期苗が510円となっています。

全員賛成で可決

◆議案第9号 宮若市公共下水道事業基金条例の制定について

公共下水道事業の円滑な執行に要する財源に充てるために基金を設置する条例の制定です。

19年度は、平成18年度・19年度の供用開始区域面積を約30万㎡で計画しており、その内、約3万6千㎡が受益者負担金賦課対象区域面積となり、一括納付及び分割納付を考慮した受益者負担金徴収見込み額648万円が基金として積み立てられます。

全員賛成で可決

◆議案第14号 宮若市宮住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅の建設及び廃止による管理戸数の変更です。

下有木団地では昭和38年と42年に建設した2戸を老朽化のため廃止し68戸に、乙野団地では火災で使用不能となった1戸を廃止し105戸となりました。また、鍋田団地では新たに4戸を建設し46戸になっています。

全員賛成で可決

◆議案第24号

市道路線の廃止について

◆議案第25号

市道路線の認定について

対象路線は、龍徳高校の先の県道福岡直方線と市道下口尾勝線と交わる変則5差路であり、交差点の位置が変更になるため現状の奥百合野線を廃止し、新たに奥百合野線と奥百合野6号線を認定します。

これにより、福岡直方線の流れも百合野団地からの流れもスムーズになり、渋滞が解消されることと思われます。

全員賛成で可決

◆19年請願第1号 市道宮田・三坑線の道路改良を求める請願書について

結論に至らず、継続審査

3月議会で可決された

意見書

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっている。地域住民が安心して生活するために、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊

の課題である。このよう
な医師不足は、

(1) 平成16年4月から
実施されている臨床研

修制度により大学医局
の医師派遣機能が低下
し、地域の医療機関か
ら医師の引き上げが生
じていること、

(2) 公的病院等での過
酷な勤務実態、地域の
医療機関の経営状況の
悪化などが生じている
こと、

(3) 女性医師の増加に
対応する仕事と子育て
の両立支援策が十分に
講じられていないこと
など様々な原因が複合
的に作用して生じてい
る。

医師不足の解消に向
け、医療機関の集約化
や、魅力ある研修病院の
整備、病院間連携体制の
整備、小児救急での電話
相談窓口の整備など様々
な努力を進めているが、
安心できる地域医療体制
の整備に向けて国におい
ても引き続き積極的な取
り組みを進める必要があ
る。また、医師不足のみ
ではなく看護師や助産師
の不足も同様に近年重要
な課題となっている。

以上のことから、政府
において医師不足を解消
し、安心できる地域医療
体制を確保できるよう、
下記の事項について要望
する。

① 地域医療の再構築に向
けて、総合的なビジョ
ンを早急に策定するこ
と。

② 救急医療体制の整備・
維持・周産期医療体制
の整備・維持のための
支援策の拡充を図るこ
と。

③ 小児科医療等の医師不
足が指摘されている科
目の診療報酬の抜本的
な見直しを図ること。

④ 公的病院の診療体制の
強化を図るための集約
化への取り組みの支援
策を拡充すること。ま
た中核病院と地域医療
機関の連携を強化する
ための対策を講じるこ
と。

⑤ 臨床研修制度のあり方
について検討を行い、
前期・後期臨床研修に
おいて、地域医療への
従事が適切に確保出来
るよう取り組みを進め
ること。

⑥ 医科系大学の定員にお
ける地域枠の拡大を図
るとともに、奨学金制
度の充実など地元への
定着を進めるための施
策の充実を図ること。

⑦ 院内保育の確保や、女
性医師バンクの充実な
ど女性医師の仕事と生
活の両立を図るため
の支援策を充実するこ
と。

⑧ 看護師、助産師の不足
に対して積極的な対策
を講じること。

⑨ 小児救急の電話相談事
業の充実のための対策
を講じること。

⑩ 出産・分娩に係る無過
失保障制度の早期の創
設を図ること。

最低賃金制度は、毎年、
中央最低賃金審議会が作
成する「目安額」を参考
に、各都道府県最低賃金
審議会を経て、地域別最
低賃金を改定することと
されている。しかし、そ
の水準は一般労働者の
賃金水準とかけ離れてお
り、生活費水準を的確に
反映したものとは言えな
い。

最低賃金制度に関する意
見書

き役割は極めて重要であ
る。よって、政府において
下記の措置を講じられる
よう要望する。

① 最低賃金制度の周知徹
底、監督体制の拡充を
行うこと。

② 最低賃金制度の意義
と目的、並びに先進国
の水準（英仏は1時間
1,000円強）を踏
まえ、中央最低賃金審
議会が「目安額」を設
定し、地域別最低賃金
の金額水準の大幅な引
き上げを行うこと。

③ 産業別最低賃金制を、
継承・発展させること。

また、雇用情勢が改
善されつつあると言わ
れるが、その内容を見る
とパートタイム労働者等
の非正規労働者の割合が
年々高くなっている。現
在、最低賃金の果たすべ

る。また、雇用情勢が改
善されつつあると言わ
れるが、その内容を見る
とパートタイム労働者等
の非正規労働者の割合が
年々高くなっている。現
在、最低賃金の果たすべ

一般質問

問 本市の商業政策について



合併により商業の実態はどうなっているのか

答 市長
事業所数、従業者数については、平成14年に実施しました商業統計調査の数値より減少しているのは事実であり、これは経営者の高齢化及び後継者不足が主な原因と思われるます。

商業の振興対策とその効果はどうなっているのか



宮田駅前商店街

宮田駅前商店街の活性化と地元購買力をつなげるようなイベントの開催など、まちづくりと一体となった商業活動の促進に努めていきたいと考えています。

答 市長

旧宮田地区は商工会議所、旧若宮地区は商工会が、それぞれ商業者に対し、金融や税務、経営などの指導や相談業務を行っており、市としても「小規模事業補助金」「中小企業育成補助金」「商工振興補助金」など各種

助成を引き続き行い有効かつ効果的な活用を促しているところです。

さらに、昨年11月に実施しました宮若ふるさと祭では、合併後初めてのイベントとして、旧両町の商業者も多く参加いただき、地域住民の方や商業者同士が交流し盛会に終えたところです。

本市商業の将来ビジョンをどう描いているのか

答 市長

商工会議所及び商工会などの関係機関と連携を

問 定住化促進支援の取り組みについて伺う



就学前医療費の無料化、ホームページによる不動産情報等があるが、住宅地の供給等は考えているのか。具体的に本市の定住化に向けての計画と、現在実行されていることがあれば聞かせてほしい

答 市長

定住化の促進については、人口増につながる施策はもちろんですが、いかに現状の人口を維持していくかということもこれからの定住促進になると考えています。

具体的な定住促進施策については、就学前教育の充実等、住みたくなるまちづくりの推進に取り



組んでいくことが必要であると考えていますが、良好な住宅地の供給についても、民間活力の活用も含めて、今後の重要課題として検討していきます。

定住化政策を進める行政の足元を見つめるという意味で、現在、市職員で宮若市内に居住していない者は全体の何%か

答 総務課長

市職員全体の34%です。

問 トヨタ自動車九州工場 周辺の道路整備について



神谷 喜久雄

今後の道路整備計画はどのようになっているのか

答 市長
トヨタ自動車九州工場周辺の道路整備における今後の道路整備計画については、トヨタ自動車九州の年生産23万台から43万台への増産や関連企業の立地により、従業員の通勤車両及び企業の運送車両が増加しており、従前の道路交通状況から一変しているのが現状です。
今後の道路整備については、地元要望であります県道芹田・石丸線の歩道設置等、交通事情等を踏まえながら、県及び関

係機関と連携を図り、県道及び市道の具体的整備に向けた検討・協議を行っています。

問 今後の宮若市の防衛買収について

防衛買収をする場合、規約・規則等で定められているのか、又は基準があるのか

答 市長
市の財産の取得に際して、防衛買収の規定や基準があるのか、そしてどのような場合に防衛買収を行うのかということでありますが、ご質問のような防衛買収については、法律や条例、基準等

の具体的な定めはありません。個別の事案ごとに具体的な検討を行い、住民の福祉の向上を図っていくための行政の役割として、特別な措置を講じる必要があると総合的に判断されるときが一つの基準になると考えています。

問 宮若市の委託料について

委託料の基準はどの様に決めているのか

答 市長
委託料に関する基準について、市が行う事務・事業のうち、専門性やコスト等を踏まえて、市以外の企業や団体等に依頼して行わせる事務・事業



に要する経費ですが、その内容は多岐に渡っていることから一定の基準を定めることは困難であり、委託事業の種別ごとに予算の範囲内で財政効率化の観点を踏まえて予算の執行をしています。

委託料の予算執行や契約事務につきましても、事務処理の「最小の経費で最大の効果」を基本に地方自治法等に定められた手続きに基づき適正に執行しているところですが、経費の節減については、行財政改革の課題として取り組んでいきます。

問 県道飯塚・福間線の金生地区について



吉崎 順一

現在までの経緯を問う

答 市長

平成10年度より国庫補助事業として進めていたが事業進捗が見込めず、やむなく平成12年度に休

今後の取り組み状況を問う

答 市長

県は19年度以降も、地元と協議しながら事業を進めていく計画で、市としても一日も早い共用開始をするため、県と連携協力に努め国庫補助事業については、県および関係機関に強く要望していく考えです。



県道 飯塚・福間線

問 軽度発達障害者支援について問う



栗上 光則

2005年4月「発達障害者支援法」が施行されたが、支援体制の現状と今後の取り組みについて問う

答 市長
軽度発達障害者支援法が施行され、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることとなりました。

本市における軽度発達障害者支援については、平成18年度から年4回の3歳児健診時に医師や臨床心理士を配置するとともに、健診時以外にも臨床心理士による相談日を4回設けて心の発達につ

いても対応しています。

問題等が見えられた場合には医療機関への受診等につなげています。平成19年度は臨床心理士の配置を現在の8回から12回に増やすことにしています。県においても、発達障害者支援センターを設置し、北九州教育事務所管内の早期教育相談ネットワークを構築しています。今後も、関係機関と連携をとり支援を行っていききたいと思えます。

「軽度発達障害」とは

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態を「発達障害」と呼びます。基本的には脳の機能

的な問題が原因で起こるもので、知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）、学習障害（LD）などがあります。発達障害の原因は遺伝子異常、染色体異常、体内環境の異常、周産期の異常、生まれた後の病気や環境など様々ですが、多くの場合原因はわかりません。

障害の程度が軽く、一見普通と変わらない子どもたちを「軽度発達障害」と呼び、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）、学習障害（LD）の3つが代表的なものです。障害がわかりにくいので、社会での認知度が低く、わがままや育て方の問題などとされていることが少なくありません。

問 行財政改革を問う



中島 健三

公共施設、組織の改革、職員の意識改革について問う

答 市長

庁舎を含めた今後の公共施設のあり方につきましては、施設ごとに市民の利用状況を踏まえて、効率的な運用を行うことを基本に、施設の配置も含めて、維持管理コストの削減に向けた効果を求めていくこととしています。

庁舎のあり方については、限られた施設を少しでも有効に使用していくための工夫をしておりますが、既存の庁舎を使用していることから、部ご

とに集約して課配置がでない状況です。

今後、行財政改革を推進し、事務事業の見直しと組織機構の見直し等に取り組んでいきますので、その中で有効で効率的な事務室配置の実現に努めていきます。

次に、職員の職制配置を含めた組織改革という点についてですが、この点についても事務事業の見直しと組織機構の見直しの中で、合併により拡大した行政組織が効果的かつ効率的に機能するよう見直しを行うこととしています。

最後に、行財政運営に取り組んで行くに当たっての職員の意識改革についてですが、これは、総合計画の策定に關しまして実施をいたしました職員意識調査で、総合計画や新

市建設計画そしてローカルマニフェストに関して、半数に近い職員がこれらを認知していないという結果が出たことに対するご質問ですが、調査結果判明後、結果は結果として真摯に受け止め、意識改革に向けた職員研修を行うとともに、職員としての自覚と共通の認識を持って事務事業を遂行していくよう指示を行ったところです。

今後は、目標管理による自己評価制度を導入するなど、職員の意識改革と資質向上に努めていくこととしています。



問 火葬場建設について



藤嶋 厚

完成時期及び地元関係者との交渉をどのように進めていくのか

答 市長
完成時期については、現在、地元協議を進めているところであり、問題点を整理しながら、平成19年度中には宮若市としての基本方針を決定したいと考えています。

これまでの地元協議の過程において、合意に至っていない項目は、宮田地区からの進入道路の新設、環境整備としての公園整備、公園内の管理棟を兼ねた集会場の建設が主なものです。市としては、現在整備された進

入道路が宮若市としての火葬場への進入道路と考えており、新たな道路の新設は考えていません。

環境整備については、最小限の公園化を図りつつも、広大な敷地を有する公園整備及び管理棟を兼ねた集会場の建設については、経費的問題や必要性を考慮し、整備する考えはありません。以上の点につきまして、地元との協議が整っていない状況です。

最後の施設周辺の環境整備ということでの、迷惑料というお尋ねであれば、そのような措置をすべきではないと考えています。

問

若宮総合支所機能の充実について

支所のサービス機能・交通過疎対策・決裁権限・観光問題対策はどのようになっているのか

答 市長
若宮総合支所については、宮若市支所設置条例及び施行規則に基づき、総合支所に配置する課及び係をもって、市民生活に直結した住民サービスを提供しています。

さらに、質問要旨の中に決裁権限ということが述べられていますが、決裁権は市長のみが有する権限でございます。

また、交通過疎問題や観光問題はどのようになるのかとのご質問については、宮若市全域に関する問題ですので、市域において総合的な対策を講じていかなければならないものであると考えています。

問 住宅施策を伺う



松井 政信

市内の介護老人福祉施設への入所待機者の状況は

今後の公営住宅管理計画を問う

鍋田団地は、バリアフリー型であるが、障害者等の入居は何%か、優遇対策はしているのか

答 市長
42戸の内、5戸6名の入居で11・9%であり優遇対策については、多回教落選者、障害者世帯等の抽選倍率の優遇的な取り扱いについて、住宅審

議会に検討をお願いしています。

は 鍋田団地残り4戸の計画

答 市長
住宅マスタープラン策定時に検討するので、一時建設を休止します。

公営住宅の応募状況を問う

答 市長
平成18年度は、空家で平均3・4倍、新築で9倍です。

答 市長
新市での管理戸数は1,367戸で類似団体より高い状況であり、現在策定中の総合計画で基本的な方向性を定め住宅マスタープランを策定し、適正管理戸数及び建替、個別改善、維持保全、譲渡可能団地等の活用方針を検討します。それまでは、現状を維持管理します。



鍋田団地

問 市の会計改革の取り組みについて



荒牧 基三

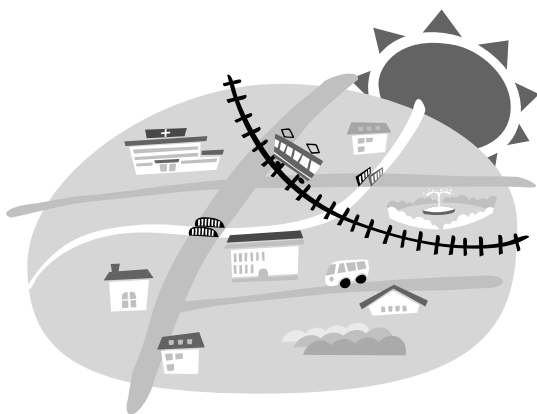
総務省作業基準に準拠したバランスシート等4表の整備は含まれているか

答 市長

本市の集中改革プランに、総務省作業基準に準拠したバランスシート等4表の整備は、含まれていません。

答 市長

本市では、合併後間もないことから、財務書類4表の作成には至っていません。今後、財務書類の作成に向けて取り組ん



でいききたいと考えています。

この制度を導入する予定はあるのか

答 市長

総務省では、昨年5月に地方公共団体に対し、「地方公共団体財務書類作成に係る基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成に係る総務省方式改訂モデル」を示し、

3年ほどを準備期間として、財務書類の整備を行うよう求めています。

本市としましては、二つのモデルの内、有形固定資産の算出にあたり、

決算統計の普通建設事業費の累計値を取得原価

とし、一定の減価償却を行う方式を採用している

「総務省方式改訂モデル」により、財務書類の作成に取り組んでいききたいと考えています。

問 妊産婦無料健診の拡大について問う



塩川 恭子

少子化対策の一環として、現在公費による妊産婦の健診は各市町村で実施されていますが、宮若市の現在の無料健診の回数と前年度の出生数及び費用負担額について問う

答 市長

本市では、妊娠届書を提出された方に、母子健康手帳の交付と併せ、2回分の妊婦一般健康診査無料受診票を交付し、受診勧奨を行うとともに、保健指導を行っています。

平成17年度の出生数は220人で費用負担額は253万5,406円です。

厚生労働省は、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招く一因になっているとの判断から、今回、国の負担でまかなう無料健診回数を、現在の2回から5回以上に拡大することを決めて、平成19年度中の実施を目指すことになっているが、本市の今後の取り組みについて問う

答 市長

本年1月16日付けで厚生労働省から「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」が出され、公費負担回数拡大の方向性が示されました。

今後、この通知を踏まえ、県や医師会等と調整を図り、公費負担回数の拡大に向けて検討していきたいと思えます。



問 環境対策について問う



吉野 英史

食品トレイプラスチック回収箱を設置してはどうか

答 市長

資源回収については、平成19年度より計画しています。拠点回収において、プラスチック製容器の回収を実施いたしたいと考えています。

食品トレイ等は、市内のスーパー、コンビニでは、回収箱が設置され、リサイクルを推進されていますが、一方で他の家庭ごみと合わせて捨てられるため、回収箱を撤去された経緯もあります。従って、今後とも、スーパーなどの事業者に対し、回収箱の設置をお願い

については、先進地事例等の調査研究を行ってまいります。

問 有害鳥獣の駆除強化について

イノシシ被害の駆除はできているのか

答 市長

イノシシの駆除については、休猟区及び銃猟禁止区域を除く市内全地域を対象に、4・9・10・3月の、年間延べ4ヶ月間を宮若市猟友会に委託し、100頭前後の捕獲の報告をうけております。

市内の自治会長に不法投棄等防止推進委員を委嘱し、ごみの不法投棄に関する情報提供や監視のお願いをしており、通報があれば、警察署と連携を図り、不法投棄者の捜査協力をしていただきながら、今後は巡回パトロールの充実を図るとともに、悪質な不法投棄場所の監視カメラの設置に

問 道路整備について



成國 四郎

有木団地周辺の道路整備を伺う

答 市長

県道室木～下有木・若宮線の飯之倉地区から鞍手町区間が昨年9月に供用開始。過去3回の交通量調査の結果、市道上倉線と県道岡垣～宮田線が交差する倉久交差点から泉水交差点間で一時的な交通渋滞が発生しており、交差点の改良等を県に強く要望しています。周辺道路も検討・協議して参りたいと考えています。



有木団地周辺の道路

問 定住化促進について、どのように考えているのか

答 市長

定住化は、財政的支援や環境の整備等、あらゆる施策を講じて定住人口の増加を基本と考えています。

今後、全国的にも減少し、いかに現人口の維持していくかも定住施策になります。乳幼児医療費の就学前までの無料化、就学前教育の充実など有効な施策を種々検討、取り組みを進めたい考えです。

問 若宮総合支所とコミュニティーセンター構想について



篠原 茂

若宮総合支所の今後の対応、体制について伺う

市長 現在、若宮総合支所では、人事・企画・財政など総括的管理部門を除き、市民生活に直結した



若宮総合支所

コミュニティーセンター構想についての対応は、また、市民の意見を聞く対応はどのようにされているのか

市長

コミュニティーセンター構想については、新市建設計画並びに、ローカルマニフェストにも位置づけられています。若宮総合支所を中心に周辺一体の地区を住民協働の場と住民サービス機能を有する地区拠点施設として整備を行うというものです。

このコミュニティーセンターの整備基本構想につきましては、現在、公募による市民で組織されました、総合計画市民ボランティアスタッフ会議のコミュニティーセンター検討部会において協議検討され、今年度中には庁内の内部協議を経て、基本構想を策定することになっていきます。

基本構想の策定後、来年度より基本計画、基本設計、実施設計の策定を行い、予定通り事務処理が進めば平成20年度には着工の運びとなる予定です。

問 社会福祉協議会の補助金の運用について



中尾 ハギ子

社会福祉協議会の運営について

市長

平成18年度の社会福祉センター施設管理委託料が1,340万2千円、社会福祉協議会補助金として4,683万6千円を支出しています。

社会福祉協議会の食品事業会計部門の経理問題につきましては、売上げの水増しや架空経費の計上等不適正な会計処理が認められ、粉飾決算が行われていたことが判明いたしました。

今後、二度とこのような問題が生じないように事務処理体制の確立、管理運営の適正化に努められなければならないと思います。市としても今回のことを踏まえ、適宜に中間報告を求める等、適切な指導監督に努めてまいります。



社会福祉協議会

問 河川公園整備について



和田 善久

現在、若宮地区で保健センターパレット付近の犬鳴川の堤防で公園整備が進められているが、その概要について伺う

答 市長
若宮地区のパレット付近での堤防整備事業については、国土交通省遠賀川河川事務所が河川工事の残土を利用して、平成18年度事業として実施するものであり、黒目橋からパレットまでの区間の堤防を景観形成事業と位置づけ、河川の流下能力の向上を目的として、堤防のかさ上げ・拡幅を行い、自然景観等に配慮した土系舗装、法面の張芝

が行われることになっており、公園整備という点については、本市に公園の整備、維持管理について要請がなされましたが、現状、具体的な計画をしていません。今後河川事務所と協議していきます。

問 農業観光交流拠点について伺う

答 市長

農業観光交流拠点につきましては、新市建設計画において「ドリームホープ若宮、脇田温泉、西鞍の丘総合運動公園、スコール若宮を中心とした農業・観光・健康のふれあい交流拠点として、環境に配慮しながら計画的に整備する。」と位置

づけているところです。今後の取り組みにつきましては、豊富な観光資源や特色を十分に活かすための基礎調査や動向調査等を行った上で、関係者や関係機関等との協議を重ねるとともに、総合計画への位置づけや、本市の全体的な公共施設の整備計画の総合調整を図りながら計画的に取り組んでいきます。



問 屋外広告物について



茅野 勝

屋外広告物について、今後どう取り組むのか

答 市長

本市においては、福岡県条例に基づき全地域が屋外広告物設置の許可地域となっており、屋外広告物を設置する場合、許可が必要ですが、依然として違法広告物が後を絶ちません。

このことから、2月19日と20日の両日で市内の違法広告物の撤去を行い、2月23日には福岡県直方土木事務所と共に県道福岡～直方線沿いの違法広告物撤去を実施しました。

今後とも、広報等を通

じて屋外広告物法の趣旨の徹底を図るとともに、県等と連携を取りながら、対処していきたいと考えています。

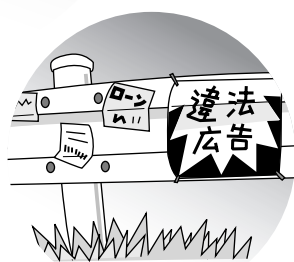
問 宮若市占用・使用料徴収条例について伺う

どのように公有財産の占有について管理運営をしているのか

答 市長

公有財産を占用・使用する場合には、条例に基づき、書面をもって市長に申請し、許可を得ることとなっています。

許可を与える要件を満たしている場合は、許可条件を付して許可を与え、占用・使用料を徴収して管理を行なっている状況です。



問

県主導による市町村再編計画（合併新法）を受け、今後の自治体再編計画を問う



弓削田 敬

福岡県議会は、「当初の計画に近づく様、積極的に取り組むこと」との条件を県に突きつけたと聞かれますが、本年の市長の施政方針には無かった今後の本市を取り巻く更なる市町村再編に対する考え、本市発足後1年を経過してこれからのあるべき姿、この避けては通れない更なる県主導による市町村再編についても、市としては検討する必要があるのでは。

答

市長
県主導による福岡県市町村合併推進構想が定

があるのでは。

答

市長
県の方針の中での、本市の位置づけは認識しています。また、合併新法において県知事には勧告権が設けられ、本年2月26日に豊前市と吉富町に対し合併協議会設置の勧告がなされたが、これは国内では初めて知事による勧告権が行使されました。これまで、豊前市議会、吉富町議会とも昨年の12月議会で合併推進決議が議決された経過があり、合併に対しそれぞれの機運が高まっていることから、知事が合併推進の後押しをするかたちで勧告権を行使したものと理解しています。

本市においては、間断ない行財政改革を実施し、足腰の強い自立都市を目指すことが重要であると考えています。

この宮若市も例外ではなく、合併が望まれる12地域に指定されている。だとすれば、今後の行政関連施設の建設計画も「もし合併したら」を想定して、変更や再検討の必要

問

宮若市立の幼・小・中学校の校内整備について問う



藤春 徳繁

教育施設の植木の剪定・除草等の実態について伺う

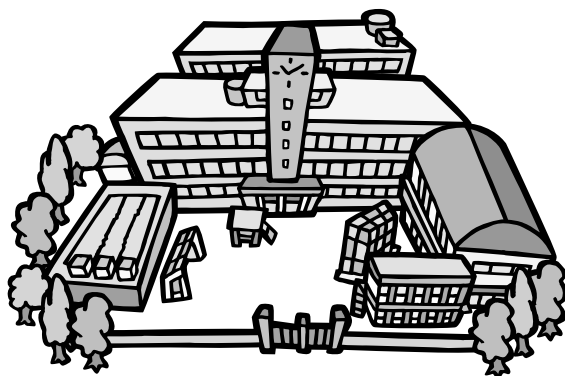
答

市長
宮田地区の幼稚園5園と小学校5校については、PTAが中心となつて夏休み期間中等に除草作業が実施されています。

中学校3校は教職員や保護者ボランティアによる植木の剪定や除草が実施されていますが、運動会や体育祭前は宮若・小竹シルバー人材センターへ委託しています。

若宮地区の幼稚園2園と小学校5校、中学校1校については夏休み期間

中等にPTAによる植木の剪定と除草が実施されていますが、小学校の運動会前等は若生会の方々ボランティア活動より2小学校で除草、3小学校で植木の剪定と除草が実施されています。





ぴかぴかの1年生（宮田北小学校）

ちよと一言

◆市だけではどうにもならない場合が多いので、常に議員の方は国の法律を動かす位の気持ちで色々なことに取り組んでいただきたい。法律があつて市ではどうすることもできないことが多い。

60代

◆議会がテレビに映っているが、場所を考えてほしい。

60代

◆議会があると提案議員も答える方も勉強しないといけないのではないのでしょうか。傍聴する人がいれば、より一層勉強するでしょう。

60代

◆議員さんの質問も何と答えているのか分からないから、もう少し何が言いたいかしつかり勉強

市民の知らないところがたくさんあります。

60代 女性

◆生きていく限り議会を傍聴し続けたいと思います。議員さんの活動を自分自身の目で確かめたいと思います。

70代以上 男性

◆議員さんの質問も何と答えているのか分からないから、もう少し何が言いたいかしつかり勉強

市議会を
傍聴して
みませんか

次の定例会は
6月4日(月)
からの予定です。

編集
後記

近年にない暖かい冬が過ぎ、新年度の予算も成立し、平成十九年度がスタートします。

私達議員も市民の皆様
の代表として、しっかりと
仕事をしていきたいと思
います。

合併して一年過ぎ、議員
も職員も宮若市のため努
力していく覚悟ですので、
市民の皆様のご協力をお
願います。

中尾ハギ子